

盛土規制法に基づく高知県内での規制区域の考え方について(高知市除く)

- 盛土規制法では危険な盛土等がされないよう、2種類の規制区域を指定することとなっている
- ・ **宅地造成等工事規制区域**⇒市街地や集落、その周辺など人家等が存在するエリア
 - ・ **特定盛土等規制区域** ⇒市街地や集落等から離れているが、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア

高知県では国が定めた実施要領に基づき各規制区域を以下のように設定しました

「宅地造成等工事規制区域」の範囲

①高知広域都市計画区域内全域（高知市、南国市、香美市、いの町）
※高知市内は別途高知市長が指定します

②①以外の都市計画区域については下記の区域

・用途地域（中村及び宿毛の都市計画区域）

・立地適正化計画の各区域（中村、須崎及び土佐の都市計画区域）

③大規模盛土造成地

④集落の区域（50戸以上の建築物が概ね50m以内で連たん）

⑤上記②～④の区域に隣接・近接する区域

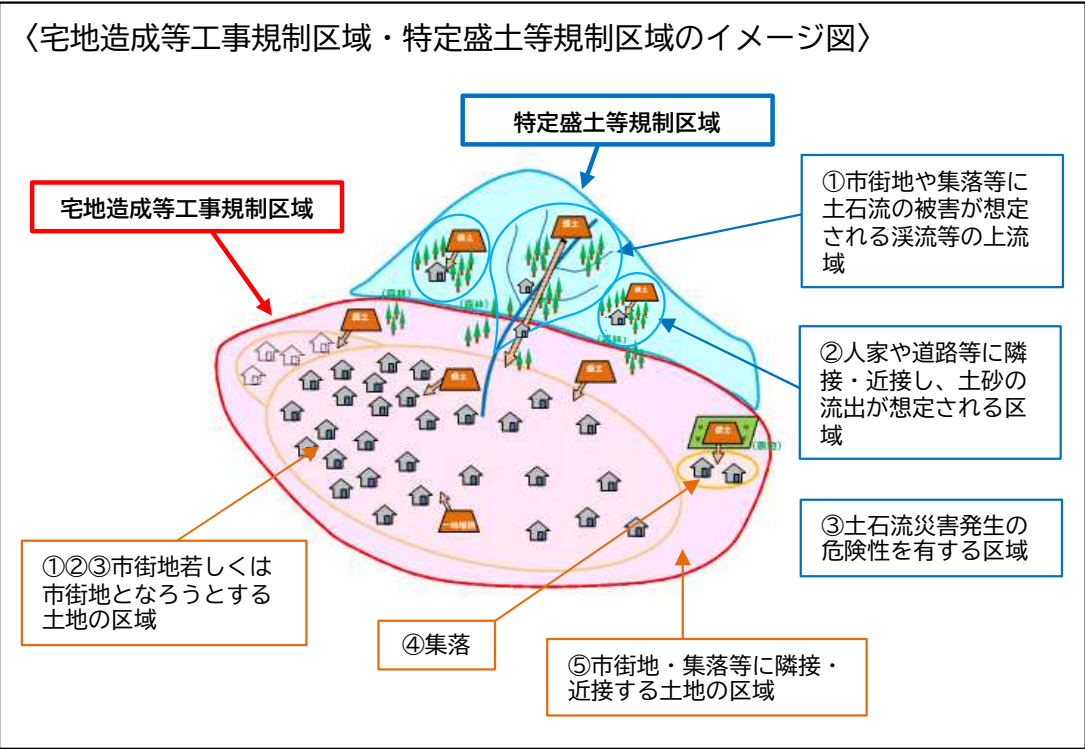
市街地

「特定盛土等規制区域」の範囲

①市街地や集落等に土石流の被害が想定される溪流等の上流域

②人家や道路等に隣接・近接し、土砂の流出が想定される区域

③土砂災害発生危険性を有する区域（土砂災害特別警戒区域他）



※無人島や岩礁を除き、高知県全域で**宅地造成等工事規制区域**及び**特定盛土等規制区域**を設定しております